

食安輸発0305第1号
平成26年3月5日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号（最終改正：平成26年3月3日付け食安輸発0303第1号）に基づき実施しているところです。

今般、*Sarcocystis fayeri*に関する検査の留意事項を下記のとおりとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 対象食品

対象食品については、生食用馬（内臓を含む。）のうち、 -20°C （中心温度）で48時間以上保持する冷凍又はそれと同等以上の効果を有する冷凍を行っているものを除いたものとする。

2. 総合判定

平成23年8月23日付け食安監発0823第1号「*Sarcocystis fayeri*の検査法について（暫定版）」に基づく総合判定の際、遺伝子検査法が陽性であって顕微鏡検査で陰性となった場合は、検疫所業務管理室を通じて当室あて連絡すること。

3. 陽性事例の取扱い

検査の結果、*Sarcocystis fayeri*陽性となった場合には、 -20°C （中心温度）で48時間以上保持する冷凍又はそれと同等以上の効果を有する冷凍の実施もしくは加熱用として販売するよう、輸入者に対して指導すること。